

令和4年度 最上町社会福祉協議会介護職員初任者研修課程事業

募 集 要 項

1 開講目的

最上町の高齢化率は年々上昇し、要支援・要介護者についても増加傾向にあり、お年寄りが安心して暮らせる地域福祉を推進するためには、介護職員の養成を図る必要があります。

町及び町内老人福祉施設と連携し、最上町在住の方や近隣市町村在住の方々と、山形県立新庄北高等学校最上校の福祉コースで学んでいる生徒を対象に、訪問介護員養成研修を行い、今後の人材育成と福祉教育の充実を図ることを目的とします。

2 研修事業の名称

最上町社会福祉協議会介護職員初任者研修課程事業

3 実施場所

講義会場:新庄北高等学校最上校 「会議室」「多目的教室」

最上町大字向町字水上 869-2 電話0233-43-2349

最上町健康センター 「大会議室」「小会議室」

最上町大字向町 43-1 電話0233-43-3117

演習会場:最上町健康センター 「大会議室」「小会議室」

最上町大字向町 43-1 電話0233-43-3117

高齢者総合福祉センター 「大広間」

最上町大字向町 43-1 電話0233-43-3181

4 研修期間

令和4年5月24日 ～ 令和4年9月 15日

5 費用(予定)

受講料 30,000円 テキスト代7,000円

6 研修終了の認定方法

修了の認定は、研修の全科目を履修し、かつ、修了評価の結果が所定の水準を超えていると最上町社会福祉協議会長が認めた者とする。なお、修了評価の方法は次の通りとする。

- ① 修了評価は、全科目の修了後に筆記試験により行う。
- ② 生活支援技術の演習は、演習担当講師が実技について評価を行う。
- ③ 筆記試験は、100点満点とし、A（80点以上）、B（70点～79点）C（60点～69点）、D（60点未満）の4区分により評価する。

上記評価区分でC及びDと判断された者については、再試験を実施する。
再試験の結果、B区分以上の者のみ合格とする。

7 受講資格及び定員

受講資格 ・令和4年度山形県新庄北高等学校最上校3学年福祉コース選択者のうち希望者 3名
・介護職員として活動しようとする健康で熱意のある最上町及び近隣市町村在住者

定 員 15 名 (福祉コース選択者のうち希望者 3名を含む)

8 受講申込書 別紙により申込下さい。定員に達し次第締め切ります。